平成２４年（フ）第６６７号
さいたま市南区内谷３丁目12番９―312号
債務者　阿部　恵美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７９号
さいたま市南区鹿手袋７丁目８番32―105号
債務者　中田　健作
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
岡山県井原市大江町3482番地10
債務者　坂本　正幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
北海道北見市中央三輪３丁目530番地112
債務者　五十嵐三雄
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
青森県十和田市東十二番町19番25号　ポニー荘６号
債務者　布施　真澄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１３号
秋田県由利本荘市鳥海町才ノ神字上原119番地５
債務者　鈴木　正之
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３１号
山形県酒田市日の出町２丁目14番地の６　日の出壱番館Ａ２号、前住所山形県酒田市若宮町２丁目１番１―32号　県営川南アパート１号棟
債務者　齊藤　絵美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第７０４号
さいたま市見沼区大字東新井362番地３
債務者　浅子　茂美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０８号
さいたま市見沼区大字南中丸572番地２　ユートピア駒崎Ｂ―９、旧住所さいたま市見沼区島町346番地４
債務者　伊藤　　明
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
埼玉県熊谷市柿沼938番地10
債務者　江畠　正俊
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１８９号
埼玉県行田市忍２丁目12番16号
債務者　今井　利明
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６６号
神奈川県厚木市金田505番地１　アビタシオン201
債務者　市場　計廣
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６７号
千葉県東金市道庭748番地１　グラン・コート東金1303
債務者　加藤みゆき
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
岐阜県恵那市岩村町552番地１　加藤智康方、住民票上の住所岐阜県恵那市岩村町飯羽間2393番地25
債務者　加藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２０号
静岡県掛川市千浜4915番地　千浜西団地Ｃ302
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
仙台市太白区上野山１丁目２番65号　ウィンディー上野山Ｃ203
債務者　佐藤　由則
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
宮城県多賀城市鶴ケ谷１丁目６番３―６号
債務者　大場　隆行
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係